

国民年金保険料の免除制度について

～ 免除の区分が7月から4段階に増えます ～

国民年金には、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、本人の申請によって保険料の納付が免除される制度があります。従来は、全額免除及び1/2納付（半額免除）の2段階のみでしたが、平成18年7月からは、1/4納付及び3/4納付の2段階が追加され、負担能力に応じた納付しやすい仕組みが導入されました。

これらの免除や一部納付（一部免除）は、本人とその配偶者及び世帯主の前年所得が一定の基準額以下の場合に承認されますが、世帯主の所得が多いため全額免除に該当しない場合でも、30歳未満の若年者の方については本人及び配偶者のみの所得で審査して基準を満たせば、保険料納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。

免除期間（一部免除・若年者納付猶予を含む。）は、年金受給に必要な期間に算入されますが、年金額を計算する場合は「全額免除」は3分の1、「1/4納付」は2分の1、「半額免除」は3分の2、「3/4納付」は6分の5となります。（一部納付が未納の場合、一部免除も無効（未納と同じ）になります。）また若年者納付猶予期間については年金額に反映されませんので、将来受け取る年金を増額するためにも、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めることができる追納制度を利用されることをお勧めします。

なお、免除の承認期間は7月から翌年の6月までですが、全額免除又は若年者納付猶予の申請の際に、申請が承認された場合は翌年度以降も引き続き申請を行う旨をあらかじめ申し出いただくことにより、毎年度の申請書の提出を省略できます。このため、既にこの申し出をされている方は平成18年度の申請手続きは不要です。

詳しくは、お住まいの市町村役場の国民年金担当窓口、又はお近くの社会保険事務所まで。

免除の対象となる所得(注)のめやす(平成18年度)



世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4納付	半額納付	3/4納付
4人世帯 (ご夫婦、お子さん2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (ご夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

(注)「所得」は給与所得控除や必要経費等を控除したもので、「収入」とは相違します。

※「4人世帯」、「2人世帯」のご夫婦は、夫か妻のどちらかのみ所得がある世帯の場合、「4人世帯」のお子さんは16歳未満の場合のめやすです。

※ 若年者納付猶予は全額免除と同基準となります。

65歳以上で障害基礎年金の受給権をお持ちの方へ

～ 年金の受給選択肢が広がりました ～



今までは障害基礎年金を受給されている方は、厚生年金の老齢給付や遺族給付との併給はできないことになっていたため、障害を有しながら就労して自ら保険料を納付したことが年金給付に反映されにくい仕組みとなっていました。

これが平成18年度より改善され、本人の申し出により、障害基礎年金と老齢厚生年金を組み合わせ受給（併給）する方法や、障害基礎年金と遺族厚生年金を組み合わせ受給（併給）する方法など年金の受給選択肢が広がりました。

対象となるのは満65歳以上の方で、障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給を申し出るときは、社会保険事務所や年金相談センターに備え付けの「選択申出書」を提出することが必要です。

なお、選択方法の変更により、支給額が従前より高くなる方については、社会保険業務センターより「お知らせ」が送付されます。

詳しくは『ねんきんダイヤル 0570-07-1165』まで。

ご存知ですか？

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

満20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないことから、本人の所得が一定額以下の場合、申請して承認されると在学中の国民年金保険料を後払いできる「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する方で、夜間・定時制・通信制課程も含まれます。

学生納付特例期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されませんので、将来受け取る年金を増額するため10年以内に保険料を納めることができる「追納制度」を利用されることをお勧めします。なお、承認期間は4月から翌年3月までとなりますので、申請は毎年度必要です。

また、学生でない30歳未満の方の場合には、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に申請して承認されると、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

これらの制度の申請を行わず、保険料が未納のままだと、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金等を受けることができなくなりますのでご注意ください。

学生納付特例や若年者納付猶予の申請方法など詳しいお問い合わせは、村役場の国民年金担当窓口又はお近くの社会保険事務所まで。

